

## 第1章 総則

本研究会は、鹿児島ハイブリッドロケット研究会（略称：Team KROX（チーム ケイロック ス））と称する。本研究会の目的は、ハイブリッドロケットの開発と打上げを通して、地域振興、地元企業の活性化、人材育成、理科教育の振興、ハイブリッドロケットの学術研究への貢献をなすことであり、その技術と成果物を用いた事業化も目指すものである。

## 第2章 研究事業

本研究会は、前章の目的を達成するために、次の事業を行う（以下、「本研究事業」という）。

- (1) ハイブリッドロケットの設計・製作と、そのための勉強会や研究会を行うこと。
- (2) ハイブリッドロケットの打上げを行うこと。
- (3) ハイブリッドロケットに関する情報収集を行うこと。

## 第3章 会員

### (1) 会員資格

本研究事業に賛同と協力を希望する者で、鹿児島県内外の大学の教職員及び学生、鹿児島県内外の企業・自治体・研究組織等の職員とする。加えて、特定の組織・団体に所属しない個人も会員となることができる。

### (2) 入会方法

本研究会の代表に入会申込書を提出して、研究会構成員の過半数の了承を得る。提出する入会申込書は、PDF形式の電子ファイルまたは紙媒体とする。

### (3) 入会金・年会費

入会金・年会費は徴収しない。

### (4) 退会

会員の事情により退会の必要が生じた場合、本研究会の代表に退会届出書を提出する。代表が受理した時点で退会が成立する。提出する退会届出書は、PDF形式の電子ファイルまたは紙媒体とする。学生会員は、退会届出書の提出なしに卒業または修了と同時に退会扱いとする。

### (5) 権利・義務等

本研究会の会員は、本研究事業により得られた情報と成果について、第6章に規定する会議の了承のもとに、事業化等への発展を進める権利をもつ。他方、第8章に規定する秘密保持の義務を負い、退会した後も、この義務を負うものとする。ただし、会議で審議し了承された情報については、秘密保持の義務を負わない。

### (6) 特許

特許を出願しようとする会員は、発明者と発明内容について、会議で審議し了承された後に、当該の内容を特許申請できる。

### (7) 設計情報管理

設計に関する全ての加工図面、組立図面について、図面作成者が当該図面の最新版の電子ファイルを遅延なく代表に提出するものとする。当該図面作成者が複数の部品を設計した場合、部品一覧表も提出するものとする。代表は、設計を担当する他の会員から要望があった場合、当該会員に当該図面を提供することができる。設計を担当する全ての会員は、設計を担当する会員以外に設計情報を漏えいしてはならない。ただし、会議で審議し了承された設計情報については、この限りではない。

## 第4章 役員等

- (1) 代表1名、副代表1名、幹事若干名（会計監査幹事など）をおく。代表は、本研究会を代表して会務を掌る。副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは職務を代理する。

- 幹事は、本研究会の会計と会議の議事録作成等を分担する。
- (2) 代表、副代表、幹事は、会議において承認されて選任される。
  - (3) 役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、役員の任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
  - (4) 本研究会に、顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は、代表が推薦し会議に諮る。

## 第5章 運営グループ

代表、副代表と幹事により、本研究会の運営グループを構成する。運営グループは定期的に打ち合わせを行い、本研究事業の推進に伴う事項を審議・推進する。

## 第6章 会議

本研究会の運営に関する主要事案については、会員により構成される会議により審議・決定を行う。会議の成立は会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立し、議案は出席者の過半数により決定する。本会議は、運営グループあるいは会員の求めに応じて代表が開催するものとする。

## 第7章 経費等

- (1) 本研究会の経費は、地域コトづくりセンターの研究推進費、協賛金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- (2) 経費の管理と執行は代表が行い、事業年度末において会計監査幹事が適正な会計処理を点検する。

## 第8章 秘密保持

- (1) 本研究会の会員は、本研究事業を遂行するにあたり取り扱う秘密情報について、本研究会あてに差し入れた「秘密保持誓約書」の定めに従い、これを取扱うものとする。個人会員には別添1、法人会員には別添2が適用される。
- (2) 国立団体または地方公共団体に所属する者が当該団体の地位で本研究会の会員となる場合、別紙2に添えて差し入れる別紙3の名簿により、秘密保持誓約を負う者を限定することができる。この場合、別紙3の名簿に記載された者以外の当該団体の職員は、秘密保持誓約書に記載の第三者に含まれる。

## 第9章 事業年度

本研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第10章 その他

この規定の施行にあたり必要な事項は、代表が会員に諮り別に定める。

鹿児島ハイブリッドロケット研究会  
代表 様

## 秘密保持誓約書

鹿児島ハイブリッドロケット研究会（以下「本研究会」という）の会員である私は、鹿児島ハイブリッドロケット研究会規約に基づき推進する研究事業（以下「本研究事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

### 第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本研究事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本研究事業を通じ他の構成員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本研究事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、被開示者側と取り交わしたもの
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
  - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
  - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
  - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

### 第2条（秘密保持）

私は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の構成員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

### 第3条（目的外使用の禁止）

私は、秘密情報を本研究事業遂行以外の目的に使用いたしません。

### 第4条（情報の管理等）

私は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。

### 第5条（複製等の禁止）

1. 私は、秘密情報を、本研究事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写い

たしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。

2. 私は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

#### 第6条（情報の返却等）

私は、開示者から請求がなされたとき又は本研究事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

#### 第7条（事故の報告）

私は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨を本研究会の代表へ報告し、代表および本研究会と協力して対処いたします。

#### 第8条（損害賠償）

私が本誓約に違背し、構成員及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、私は構成員及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

#### 第9条（不保証）

1. 私は、本誓約のいかなる規定も、構成員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. 私は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. 私は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

#### 第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

私は、事前の書面による本研究会の会議の承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

#### 第11条（有効期間）

本誓約の第2条から第10条までの規定は当該の秘密情報が公知となるまで、または当該の秘密情報の開示者が書面、FAX、電子メール等により、秘密とすべき期間が終了した旨を会員に通告するまで、会員および退会した元会員に対して、なお有効に存続するものとします。本研究会が解散した後は、当該の秘密情報について、秘密とすべき期間が終了したか否かの確認を希望する元会員は、当該の秘密情報の開示者に直接問い合わせるものとします。

#### 第12条（協議）

本誓約に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度、本研究会の代表を通じ、個別協議又は会議等の手続きを行い、これを決定します。

以上の事項を誓約し、本誓約書1通に記名捺印のうえ、本研究会へ差し入れるものとし、私はその写しを1通保有いたします。

年 月 日

【住所】

\_\_\_\_\_

【氏名】

\_\_\_\_\_ 印

鹿児島ハイブリッドロケット研究会  
代表 様

## 秘密保持誓約書

鹿児島ハイブリッドロケット研究会（以下「本研究会」という）の会員である当社・当団体は、鹿児島ハイブリッドロケット研究会規約に基づき推進する研究事業（以下「本研究事業」という）において、会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。ただし、本別紙に添えて別紙3の名簿が本研究会代表に提出された場合、本誓約の「当団体」は、「当団体に所属する別紙3に記載の者」に読み替えるものとします。

### 第1条（定義）

1. 本誓約において、「開示者」とは本研究事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。
2. 本誓約において、「秘密情報」とは、本研究事業を通じ他の構成員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本研究事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。
  - ① 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ② 開示方法がFAX、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ③ 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
  - ④ 口頭、視覚表示等の無形的手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」であることを告げ、開示後30日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、被開示者側と取り交わしたもの
3. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。
  - ① 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
  - ② 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
  - ③ 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - ⑤ 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの
4. 本誓約書において子会社とは、当社が直接的に又は間接的にその議決権株式の50パーセント超を保有する日本国内外の会社をいいます。

### 第2条（秘密保持）

[当社・当団体]は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の構成員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

### 第3条（目的外使用の禁止）

[当社・当団体]は、秘密情報を本研究事業遂行以外の目的に使用いたしません。

### 第4条（情報の管理等）

1. [当社・当団体]は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。
2. [当社・当団体]は、秘密情報を本研究事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等（派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。）にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において[当社・当団体]が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負います。

3. 第2条の規定にかかわらず、当社は本誓約において自らが負う義務と同等の義務を課したうえで秘密情報を子会社に対して開示できるものとします。

#### 第5条（複製等の禁止）

1. [当社・当団体] は、秘密情報を、本研究事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。
2. [当社・当団体] は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

#### 第6条（情報の返却等）

[当社・当団体] は、開示者から請求がなされたとき又は本研究事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

#### 第7条（事故の報告）

[当社・当団体] は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨を本研究会の代表へ報告し、代表および本研究会と協力して対処いたします。

#### 第8条（損害賠償）

[当社・当団体] が本誓約に違背し、構成員及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、[当社・当団体] は構成員及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

#### 第9条（不保証）

1. [当社・当団体] は、本誓約のいかなる規定も、構成員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。
2. [当社・当団体] は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。
3. [当社・当団体] は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

#### 第10条（権利義務の譲渡等の禁止）

[当社・当団体] は、事前の書面による本研究会の会議の承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

#### 第11条（有効期間）

本誓約の第2条から第10条までの規定は当該の秘密情報が公知となるまで、または当該の秘密情報の開示者が書面、FAX、電子メール等により、秘密とすべき期間が終了した旨を会員に通告するまで、会員および退会した元会員に対して、なお有効に存続するものとします。本研究会が解散した後は、当該の秘密情報について、秘密とすべき期間が終了したか否かの確認を希望する元会員は、当該の秘密情報の開示者に直接問い合わせるものとします。

#### 第12条（協議）

本誓約に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度、本研究会の代表を通じ、個別協議又は会議等の手続きを行い、これを決定します。

以上の事項を誓約し、本誓約書1通に記名捺印のうえ、本研究会へ差し入れるものとし、[当社・当団体] はその写しを1通保有いたします。

年 月 日

【住所】 \_\_\_\_\_

【社名・団体名】 \_\_\_\_\_

【職位】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_ 印

### 秘密保持誓約該当者名簿

当団体において、鹿児島ハイブリッドロケット研究会の秘密保持誓約の義務を負う者は、以下の\_\_\_\_名に限ります。

部署	職位	氏名

年 月 日

【住所】 \_\_\_\_\_

【団体名】 \_\_\_\_\_

【職位】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_ 印

附 則

本規定は、平成29年4月10日より施行する。

本規定は、平成29年4月24日より施行する。

本規定は、平成30年3月2日より施行する。

本規定は、平成30年3月15日より施行する。

本規定は、平成30年4月 日より施行する。